

第2号議案

差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件

個人事業税及び固定資産税等の徴収のために京都府及び南丹市が差し押さえた過払金返還請求権の取立てに関して、第三債務者が支払催告に応じないため民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条の規定により神戸簡易裁判所及び東京簡易裁判所に訴えを提起する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成22年6月23日別記のとおり訴えの提起の専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成22年8月5日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別記

1 事件名及び訴えの相手方

| 事 件 名 | 訴えの相手方 |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 神戸簡易裁判所平成22年（八）第11955号 差押債権取立請求事件 | 「訴えの相手方」欄はホームページ では内容掲載してありません。 |
| 東京簡易裁判所平成22年（八）第23002号 差押債権取立請求事件 | 「訴えの相手方」欄はホームページ では内容掲載してありません。 |

2 訴えの内容

個人事業税及び固定資産税等の徴収のために京都府及び南丹市が差し押さえた過払金返還請求権に係る債権額の支払いを求める。

3 訴えの日

平成22年6月23日